

# 一般社団法人静岡木の家ネットワーク定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人静岡木の家ネットワークと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県浜松市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、業務、技術、人材、品質、情報等の面から、静岡県西部地域の工務店、大工、設計事務所(以下、「地域工務店等」という。)およびその他関連業者による木の家づくりに関する事業をサポートし、地域工務店等の経営向上に資することによって、静岡県西部地域の住宅産業の活性化を図り、もって同地域全体の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域工務店等の業務支援に関する事業
- (2) 地域工務店等に対する安全な工事施工の啓発、普及事業
- (3) 地域工務店等の技術支援に関する事業
- (4) 地域工務店等の技術革新、近代化の促進に関する事業
- (5) 地域工務店等の後継者および人材育成に関する事業
- (6) 地域工務店等の業務に従事する者の資質および技能の向上を促進する事業
- (7) 地域工務店等の業務に関する情報等の提供事業
- (8) 地域工務店等の業務に関する研修、講習事業
- (9) 地域工務店等の業務に従事する者の福利厚生の向上を促進する事業
- (10) 静岡県西部地域で産出または生産される建築材料の利用を促進する事業
- (11) 前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人または団体であって、工務店、大工、設計事務所の事業を行う者
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人または団体
- (3) 協賛施工業者会員 当法人の事業を協力するために入会した個人または団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(正会員のうち、全国工務店協会正会員登録を要する者)

第6条 前条第1項(1)に定める正会員は、当法人とは別の団体である一般社団法人JBN(以下、「全国工務店協会」という。)についても正会員(以下、「全国工務店協会正会員」という。)として登録しなければならない。

(入社)

第7条 当法人の会員となるには、当法人所定の申込書(団体にあつては登記事項証明書またはそれに準ずる文書を添付することを要する)を、予め代表理事の指定する者に提出し、入社申込みを行うものとする。

2 前項の申込みをした者が、工務店、大工、設計事務所の事業を行う者であり、かつ、当法人の正会員となることを希望する場合には、前項の申込書のはかに、全国工務店協会所定の全国工務店協会正会員申込書を併せて提出することを要する。ただし、当該申込者が、申込時において既に全国工務店協会正会員であるときはこの限りでない。

3 第1項の申込をした者は、理事会がその入社を承認したときに当法人の会員となる。

(経費の負担)

第8条 会員は、法人の目的を達成するため、必要な経費として入会金および会費を支払う義務を負う。

(入会金)

第9条 入会金の額は、正会員、賛助会員、協賛施工業者会員の別に関らず、会員1人につき1万8000円とし、入社承認後、理事会の定める時期および方法にしたがってこれを支払うものとする。

(正会員の会費)

第10条 正会員は、事業年度ごとに会費を支払うものとする。

前項の会費の額は、1人につき1万8000円とし、理事会の定める時期および方法にしたがってこれを支払うものとする。ただし、事業年度の途中で入社した正会員の会費の額は、月割計算とし、入社した日の属する月から当該事業年度の終了までの期間に相当する額を理事会の定める時期および方法にしたがって支払うものとする。

(全国工務店協会会費)

第11条 正会員は、前条の会費支払と同時または理事会の定める時期に、全国工務店協会の年間登録料(以下、「全国工務店協会会費」という。)相当額を、理事会の定め

る方法にしたがって当法人に支払うものとする。

2 当法人は、前項の規定にしたがって徴収した全国工務協会会費を、正会員に代わって全国工務店協会に対して支払うものとする。

3 本条第1項および前項の定めのほか、全国工務店協会会費の取扱については、全国工務店協会の定めに従うものとする。

(賛助会員・協賛施工業者会員の会費)

第12条 賛助会員は、事業年度ごとに会費を支払うものとする。

2 前項の会費の額は、1人につき3万円とし、理事会の定める時期および方法にしたがってこれを支払うものとする。ただし、事業年度の途中で入社した賛助会員の会費の額は、月割計算とし、入社した日の属する月から当該事業年度の終了までの期間に相当する額を理事会の定める時期および方法にしたがって支払うものとする。

(入会金および会費の清算)

第13条 第9条、第10条、第12条の規定に基づいて会員から支払われた入会金または会費は、理由のいかんを問わず返還しないものとする。

2 事業年度の途中で退社、除名、資格喪失(以下、「退社等」という。)した者は、退社等の事由が生じた事業年度分の会費(全国工務店協会会費を支払う義務を負う者はそれを含む)全額の支払いを負うものとする。

(退社)

第14条 会員は、いつでも当法人所定の退社届を提出して退社することができる。

(除名)

第15条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第16条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 正会員全員の同意があったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、または解散したとき。
- (3) 第9条ないし第12条の各支払義務を、履行期から6ヶ月以上履行しなかったとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第17条 社員総会は、すべての正会員(以下、「社員」という。)をもって構成する。

(権限)

第18条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第20条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、代表理事は、社員総会の日々の2週間前までに、社員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、代表理事とする。

2 代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第22条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

(決議)

第23条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数がこの定款に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定

数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第24条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長および出席した理事がこれに記名押印するものとする。

## 第5章 役員

(役員)

第26条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
- (2) 監事1名以上
  - 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

第28条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を執行する。
- 3 代表理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事または監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、辞任または

任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事および監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第32条 理事および監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第33条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事または監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員責任限定契約)

第34条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項の規定により、外部理事または外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。

なお、責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第35条 当法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定および解職

(招集)

第37条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の3日前までに、各理事および各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事および監事の全員の同意があるとき

は、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、代表理事とする。

2 代表理事に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 代表理事および監事は、前項の議事録に署名し、または記名押印する。

## 第7章 資産および会計

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告および決算)

第42条 事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第43条 当法人は、社員総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 当法人の公告の方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

## 第10章 事務局

(事務局)

第46条 当法人に事務局を置く。事務局の組織および運営に関して必要な事項は理事会で定める。

## 第11章 雑則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

本書は、当法人の現行定款と相違ありません。

令和元年6月13日

静岡県浜松市西区大平台2丁目19-20  
一般社団法人静岡木の家ネットワーク  
代表理事 桑原 人彦